

## 父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます

### ・履歴書（市販の履歴書A4版に自筆で記入し、写真を貼付してください。）

・写真1枚（受験票貼付用として、無帽の上半身、縦6cm・横4.5cmで最近6か月以内に撮影したもの）

※写真は履歴書用とは別に必要

・卒業証明書または卒業見込み証明書及び学業成績証明書（最終学校のもの）

・自動車運転免許証及び救急救命士免許証の写し（有資格者）

・受験票送付用封筒（長形3号封筒に80円切手を貼り宛先を明記したもの）

### ②受付期間

7月20日（火）～8月16日（月）8時45分から17時15分

※当日消印有効（土・日は閉庁日のため受付しません）

### ③その他

詳細につきましては左記にお問合せください。

問合せ 胆振東部消防組合消防本部総務課 ☎(26)7100

**児童扶養手当の支給要件**

当する子どもについて、父（母）がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている

母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当の制度が改正され、8月より父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます。

手当の支給を受けるために申請（認定請求）が必要で、11月30日までに手続きをした場合、8月分からの手当が受給できますので、忘れずに手続きしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になりますのでご注意ください。）

**児童扶養手当とは**

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

※(1)支給要件に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者及び児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができるときなど、手当が支給されない場合があります。

※(2)支給対象となる子どもは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども（しようがいを有する場合は20歳未満）です。

**手当額（月額）**

○8月1日以後、11月30までに支給要件に該当した方



場合に支給されます。

①父母が婚姻を解消した子ども

②父または母が死亡した子ども

③父または母が一定程度のしおうがいの状態にある子ども

④父または母の生死が明らかでない子ども

⑤その他（父または母が1年以上遺棄している子ども、父または母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

父子家庭の方が受給するには

- ・児童扶養手当を受給するためには、申請（認定請求）が必要です。
- ・申請の時期については次のとおりです。
  - ・既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、8月1日より前でも申請ができます。
  - ・11月30日までに申請いたしましたが、次回の取扱いになります。
- ・11月30日までに申請いたしましたが、次回の取扱いになります。
- ・振込先口座（ゆうちょ銀行以外）
- ・印鑑

その他必要に応じて提出する書類があります。

詳しくは左記へお問い合わせください。

**問合せ 健康福祉課福祉グループ** ☎(25)4556